

決議第1号

市議会議員における香芝市執行機関の事務執行を妨害しない決議（案）

上記の議案を、香芝市議会会議規則（平成4年議会規則第1号）第14条第1項の規定により提出し、別紙のとおり議決を求める。

令和6年3月27日提出

提出者

香芝市議会議員

上田井 良 二

賛成者

香芝市議会議員

河 杉 博 之

小 西 高 吉

中 山 武 彦

下 村 佳 史

中 谷 一 輝

木 下 充 啓

市議会議員における香芝市執行機関の事務執行を妨害しない決議（案）

令和6年1月24日に開催された香芝市議会全員協議会において、香芝市から眞鍋亜樹議員に事務執行に支障を来すおそれがあるとされた報告（以下「本件事案」という。）がなされた。政治倫理に関わる事件であり、本人に確認を行う理由から、事実確認、弁明、その他主張等の提出を求めたが、その後、約2か月の期間が過ぎても提出されなかったことから、香芝市議会議員として自ら潔い態度をもって疑惑の解明に当たる姿勢がないと判断され、議会運営委員会に対し議長から、本件事案の事実の確認の諮問が行われた。

議会運営委員会から眞鍋亜樹議員の出席要請を行い、事実の確認が行われたところ、眞鍋亜樹議員は個人的事由に係る事案を公務中の香芝市職員を庁舎外に呼び出し、調整役を依頼するなどの行為を行い、事務執行に支障を来したことの確認が報告された。

普通地方公共団体の執行機関は、地方自治法の規定により自らの判断と責任において、事務を管理し及び執行しており、議員に事務執行に対する命令権は勿論、許可なく参与する権限などなく、まして個人的事由を依頼することなど、公私混同も甚だしく、許されるものではない。

また、もう一つの諮問の確認事項である眞鍋亜樹議員の議員活動又は政治活動における活動中において、市役所北側の交差点において、車止めへのぼりを括り付けていたとの通報を受けていた。議会運営委員会で香芝市に確認されたところ、通報後に確認は行なわれ、道路法違反及び奈良県屋外広告物条例違反により、令和6年2月28日に眞鍋亜樹議員に対し、香芝市から警告書が発出されていることの確認が行われた。

香芝市議会は二元代表制の制度の役割を深く再認識し、その議決機関の責務を思慮し、執行機関の事務の執行を乱すことは許される行為ではない。また、香芝市議会議員は、議員活動又は政治活動においても法令順守は当然であり、議員として市民の信頼に値する倫理性を自覚しなければならない。

更に、議員はその行為の事実又は疑惑を持たれた場合は、自ら進んでその高潔性を実証し、潔い態度をもって事実の確認に対する説明又は疑惑の解明に当たらなければならない。

よって、香芝市議会は、市議会議員における香芝市執行機関の事務執行を妨害しないことを決議する。

令和6年 月 日

香芝市議会